

最高裁秘書第257号

令和3年2月15日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

最高裁判所事務総長 中 村



司法行政文書開示通知書

令和3年1月12日付け（同月14日受付、第020864号）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示することとしましたので通知します。

記

1 開示する司法行政文書の名称等

令和元年12月17日付け最高裁刑二第733号刑事局長、行政局長送付「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律による各種令状の参考書式について」（片面で9枚）

2 開示の実施方法

写しの送付

担当課 秘書課（文書室）電話03（3264）5652（直通）

最高裁判二第733号

(訟ろ-15-A)

令和元年12月17日

高等裁判所長官 殿

地方裁判所長 殿

最高裁判所事務総局刑事局長 安 東 章

最高裁判所事務総局行政局長 門 田 友 昌

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律による各種

令状の参考書式について（送付）

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）については、平成17年12月13日付け最高裁判二第000575号刑事局長、行政局長送付により、臨検捜索差押許可状の参考書式を示したところですが、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律（令和元年法律第45号）（以下「改正法」という。）により、犯則事件の調査等に係る規定が改正され、電磁的記録に係る証拠収集手続の整備等が行われることに伴い、同送付の参考書式を見直しましたので、別紙記載の参考書式を別添のとおり送付します。

なお、改正法による改正後の犯則事件の調査に係る規定は、令和2年1月1日から施行されます。

おつて、簡易裁判所に対しては、所管の地方裁判所長から伝達してください。

(別紙)

- 1-1 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第102条所定の臨検搜索差押許可状（犯則事実の記載欄あり）
- 1-2 同（犯則事実の記載欄なし）
- 2-1 同（同条第6項に定める事項の記載欄あり・犯則事実の記載欄あり）
- 2-2 同（同条第6項に定める事項の記載欄あり・犯則事実の記載欄なし）
- 3-1 同条所定の記録命令付差押許可状（犯則事実の記載欄あり）
- 3-2 同（犯則事実の記載欄なし）
- 4 同法第114条の3所定の鑑定処分許可状

(犯則事実の記載欄あり)

臨検検索差押許可状

犯則嫌疑者の氏名及び年齢 (法人については、名称)	年 月 日 生
犯則嫌疑者に対する について、下記のとおり臨検、検索及び差押えをすることを許可する。	
犯 則 事 実	別紙記載のとおり
臨検すべき場所、検索すべき場所、身体又は物件	
差し押さえるべき物件	
有 効 期 間	令和 年 月 日まで
有効期間経過後は、この令状により臨検、検索又は差押えに着手することができない。この場合には、これを当裁判所に返還しなければならない。 有効期間内であっても、臨検、検索又は差押えの必要がなくなったときは、直ちにこれを当裁判所に返還しなければならない。	
令和 年 月 日 裁判所 裁判官	
請求者の官職氏名	

(犯則事実の記載欄なし)

臨検検索差押許可状

犯則嫌疑者の氏名及び年齢 (法人については、名称)	年 月 日 生
犯則嫌疑者に対する	犯則事件
について、下記のとおり臨検、検索及び差押えをすることを許可する。	
臨検すべき場所、検索すべき場所、身体又は物件	
差し押さえるべき物件	
有効期間	令和 年 月 日まで
有効期間経過後は、この令状により臨検、検索又は差押えに着手することができない。この場合には、これを当裁判所に返還しなければならない。 有効期間内であっても、臨検、検索又は差押えの必要がなくなったときは、直ちにこれを当裁判所に返還しなければならない。	
令和 年 月 日 裁判所 裁判官	
請求者の官職氏名	

(別紙番号 2-1)

(独占禁止法102条6項対応書式・犯則事実の記載欄あり)

臨検検査許可状

犯則嫌疑者の氏名及び年齢 (法人については、名称)	年 月 日 生
犯則嫌疑者に対する について、下記のとおり臨検、捜索及び差押えをすることを許可する。	
犯 則 事 実	別紙記載のとおり
臨検すべき場所、捜索すべき場所、身体又は物件	
差し押さえるべき物件	
差し押さえるべき電子計算機に電気通信回線で接続している記録媒体であって、その電磁的記録を複写すべきものの範囲	
有 効 期 間	令和 年 月 日 まで
有効期間経過後は、この令状により臨検、捜索又は差押えに着手することができない。この場合には、これを当裁判所に返還しなければならない。 有効期間内であっても、臨検、捜索又は差押えの必要がなくなったときは、直ちにこれを当裁判所に返還しなければならない。	
令和 年 月 日	
裁 判 所	
裁 判 官	
請求者の官職氏名	

(独占禁止法102条6項対応書式・犯則事実の記載欄なし)

臨検検索差押許可状

犯則嫌疑者の氏名及び年齢 (法人については、名称)	年 月 日 生
犯則嫌疑者に対する について、下記のとおり臨検、検索及び差押えをすることを許可する。	
臨検すべき場所、検索すべき場所、身体又は物件	
差し押さえるべき物件	
差し押さえるべき電子計算機に電気通信回線で接続している記録媒体であって、その電磁的記録を複写すべきものの範囲	
有効期間	令和 年 月 日まで
有効期間経過後は、この令状により臨検、検索又は差押えに着手することができない。この場合には、これを当裁判所に返還しなければならない。 有効期間内であっても、臨検、検索又は差押えの必要がなくなったときは、直ちにこれを当裁判所に返還しなければならない。	
令和 年 月 日 裁判所 裁判官	
請求者の官職氏名	

(犯則事実の記載欄あり)

記録命令付差押許可状

犯則嫌疑者の氏名及び年齢 (法人については、名称)	年 月 日 生
犯則嫌疑者に対する 犯則事件 について、下記のとおり記録命令付差押えをすることを許可する。	
犯 則 事 実	別紙のとおり
記録させ又は印刷させるべき電磁的記録	
電磁的記録を記録させ 又は印刷させるべき者	
有 効 期 間	令和 年 月 日 まで
有効期間経過後は、この令状により記録命令付差押えに着手することができない。この場合には、これを当裁判所に返還しなければならない。 有効期間内であっても、記録命令付差押えの必要がなくなったときは、直ちにこれを当裁判所に返還しなければならない。	
令和 年 月 日 裁 判 所 裁 判 官	
請求者の官職氏名	

(犯則事実の記載欄なし)

記録命令付差押許可状

犯則嫌疑者の氏名及び年齢 (法人については、名称)	年 月 日 生
犯則嫌疑者に対する について、下記のとおり記録命令付差押えをすることを許可する。	
記録させ又は印刷させ るべき電磁的記録	
電磁的記録を記録させ 又は印刷させるべき者	
有効期間	令和 年 月 日まで
有効期間経過後は、この令状により記録命令付差押えに着手することができない。この場合には、これを当裁判所に返還しなければならない。 有効期間内であっても、記録命令付差押えの必要がなくなったときは、直ちにこれを当裁判所に返還しなければならない。	
令和 年 月 日 裁判所 裁判官	
請求者の官職氏名	

鑑定处分許可状